

高度専門職ポイント計算表(高度専門職第1号イ・高度専門職第2号)

「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の規定に基づき, 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令」第1条第1号の規定に基づき, ポイントの自己計算を行ったので提出します。

項目	基準	チェック	点数	疎明資料			
学歴 (注1)	博士学位(専門職学位を除く)	☐	30	①			
	修士又は専門職学位	☐	20				
	大卒又はこれと同等以上の教育(博士, 修士を除く)	☐	10				
	複数の分野における2以上の博士若しくは修士の学位又は専門職学位(注2)	☐	5				
	(注1) 最終学歴が対象となります(例えば, 博士と修士の両方の学位を有している場合は, 30点です。)。 (注2) 学位の組み合わせを問わず, 専攻が異なることが分かる資料(学位記又は学位証明書で確認できない場合は, 成績証明書)を提出して下さい。						
職歴	従事しようとする研究, 研究の指導又は教育に係る実務経験			②			
	7年以上	☐	15				
	5年以上7年未満	☐	10				
	3年以上5年未満	☐	5				
年収	30歳未満			③			
	30～34歳						
	35～39歳						
	40歳以上						
	1,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円以上		1,000万円以上	☐	40
	900 ～ 1,000万円	900 ～ 1,000万円	900 ～ 1,000万円		900 ～ 1,000万円	☐	35
	800 ～ 900万円	800 ～ 900万円	800 ～ 900万円		800 ～ 900万円	☐	30
	700 ～ 800万円	700 ～ 800万円	700 ～ 800万円		—	☐	25
	600 ～ 700万円	600 ～ 700万円	600 ～ 700万円		—	☐	20
500 ～ 600万円	500 ～ 600万円	—	—	☐	15		
400 ～ 500万円	—	—	—	☐	10		
年齢	申請の時点の年齢			/			
	30歳未満	☐	15				
	30～34歳	☐	10				
	35～39歳	☐	5				
研究実績	発明者として特許を受けた発明が1件以上	☐	20	④			
	外国政府から補助金, 競争的資金等を受けた研究に3回以上従事	☐	2以上に該当する場合は 25	⑤			
	学術論文データベースに登録されている学術雑誌に掲載された論文が3本以上	☐		⑥			
	その他法務大臣が認める研究実績	☐		⑦			
特別加算	契約機関			/			
	I イノベーション促進支援措置を受けている	☐	10	⑨			
	II Iに該当する企業であって, 中小企業基本法に規定する中小企業者	☐	10	⑩			
	契約機関が中小企業基本法に規定する中小企業者で, 試験研究費及び開発費の合計金額が, 総収入金額から固定資産若しくは有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額(売上高)の3%超	☐	5	⑪			
	試験研究費等 売上高	円	=	%			

特別 加算 (続き)	従事しようとする業務に関連する外国の資格、表彰等で法務大臣が認めるものを保有	☐	5	⑫
	日本の大学を卒業又は大学院の課程を修了	☐	10	⑬
	日本語能力			⑭
	I 日本語専攻で外国の大学を卒業又は日本語能力試験N1合格相当	☐	15	
	II 日本語能力試験N2合格相当 ※⑬(日本の大学を卒業又は大学院の課程を修了)及びIに該当する者を除く	☐	10	
	各省が関与する成長分野の先端プロジェクトに従事	☐	10	⑮
	以下のいずれかの大学を卒業(注)			⑯
	I 以下のランキング2つ以上において300位以内の大学 ☐ QS・ワールド・ユニバーシティ・ランキング _____ 位 (クアアカレリ・シモンズ社(英国)) ☐ THE・ワールド・ユニバーシティ・ランキング _____ 位 (タイムズ社(英国)) ☐ アカデミック・ランキング・オブ・ワールド・ユニバーシティズ _____ 位 (上海交通大学(中国))	☐	10	
	II 文部科学省が実施するスーパーグローバル大学創成支援事業(トップ型)において、補助金の交付を受けている大学	☐		
	III 外務省が実施するイノベティブ・アジア事業において、「パートナー校」として指定を受けている大学	☐		
(注)⑬(日本の大学を卒業又は大学院の課程を修了)と重複して加算することが認められています。				
外務省が実施するイノベティブ・アジア事業の一環としてJICAが実施する研修を修了したこと(注)	☐	5	⑰	
(注)・イノベティブ・アジア事業の一環としてJICAが実施する研修であって、研修期間が1年以上のものを修了した者が対象となります。なお、JICAの研修修了証明書を提出した場合、学歴及び職歴等を証明する資料は、原則として提出する必要はありませんが、②(職歴)のポイントを加算する場合には、別途疎明資料が必要です。 ・本邦の大学又は大学院の授業を利用して行われる研修に参加した場合、⑬(日本の大学を卒業又は大学院の課程を修了)と重複して加算することは認められません。				
合計				

※永住許可申請時のみ、該当部分にチェックして下さい。

- このポイント計算表は、☐ 今回の申請時のポイントです。
☐ 今回の申請から1年前のポイントです。
☐ 今回の申請から3年前のポイントです。

以上の記載内容は事実と相違ありません。

申出人又は出入国管理及び難民認定法第7条の2に基づき法務省令で定める代理人の署名／作成年月日

署名 _____ 作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日